

## 1 活動要領の考え方

本要領は、DPATとしての基本的な活動要領であり、各都道府県で策定されている地域防災計画において、各都道府県の事情に応じたDPATを運用していくことを想定している。

※ 【参考】防災基本計画第2編第2「国（厚生労働省）及び都道府県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の整備に努めるものとする。」

### 【今後の作業】

- ・ 岩手 DPAT 運営要綱の策定
- ・ 岩手 DPAT 運用計画の策定
- ・ 岩手 DPAT の出動に関する協定の締結
- ・ 県地域防災計画への反映

## 2 活動要領の主な内容

### 1：活動理念

#### (1) DPAT

DPAT とは、自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合

- ・ 被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下
- ・ 災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる

精神保健医療への需要が拡大。

⇒ 被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供、精神保健活動の支援

#### (2) 運用の基本方針（都道府県等）

##### ア 平時

- ・ DPAT の整備を行い、DPAT に関する情報の登録をする。
- ・ DPAT の構成員に対して研修を行い、DPAT の質の維持及び向上を図る。

##### イ 発災時

- ・ 被災地域の都道府県等からの派遣要請に基づき派遣される。
- ・ 被災都道府県等の災害対策本部の指示で活動する。

### 2：活動の枠組み

#### (1) DPAT の構造

DPAT は、各都道府県等が継続して派遣する災害派遣精神医療チーム全ての班を指す。

DPAT を構成する班の中で、発災当日から遅くとも 72 時間以内に、所属する都道府県等外の被災地域においても活動できる班を先遣隊とする。

##### <班構成>

以下の職種を含めた数名で構成

- ・ 精神科医師
- ・ 看護師
- ・ 業務調整員（ロジスティック）：連絡調整、運転等、医療活動を行うための後方支援全般を行う者
- ・ 現地ニーズに合わせて、児童精神科医、薬剤師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等

※ 地域の実情に応じて、都道府県等の職員だけでなく、関係機関の職員で構成可能

DPAT 1 班あたりの活動期間は 1 週間（移動日 2 日・活動日 5 日）を標準。

必要に応じて、同じ地域には同一の都道府県等が数週間から数ヶ月継続して派遣。

#### (2) DPAT 都道府県調整本部（都道府県での統括）

被災地域の都道府県災害対策本部及び都道府県災害医療本部の指揮下に置かれる。

- ・ 必要に応じて、DPAT 活動拠点本部を設置し、担当地域や主な活動内容の指示。
- ・ 当該都道府県管内で活動するすべての DPAT の指揮・調整とロジスティックを実施。
- ・ 都道府県災害対策本部・DMAT 都道府県調整本部・派遣調整本部等との連絡・調整を実施。
- ・ 都道府県等内の精神保健医療に関する被災情報の収集、厚生労働省等との情報共有を実施。

### 2：活動の枠組み（続き）

#### (3) DPAT 活動拠点本部

被災地域の保健所圏域、市町村等での DPAT 統括を行う。

- ・ 参集した DPAT の指揮及び調整を実施。
- ・ 管内の地域の精神保健医療に関する情報収集を実施。
- ・ DPAT 都道府県調整本部・DMAT 活動拠点本部・地域災害医療対策会議・保健所等との連絡・調整を実施。
- ・ 厚生労働省等との情報共有を実施。

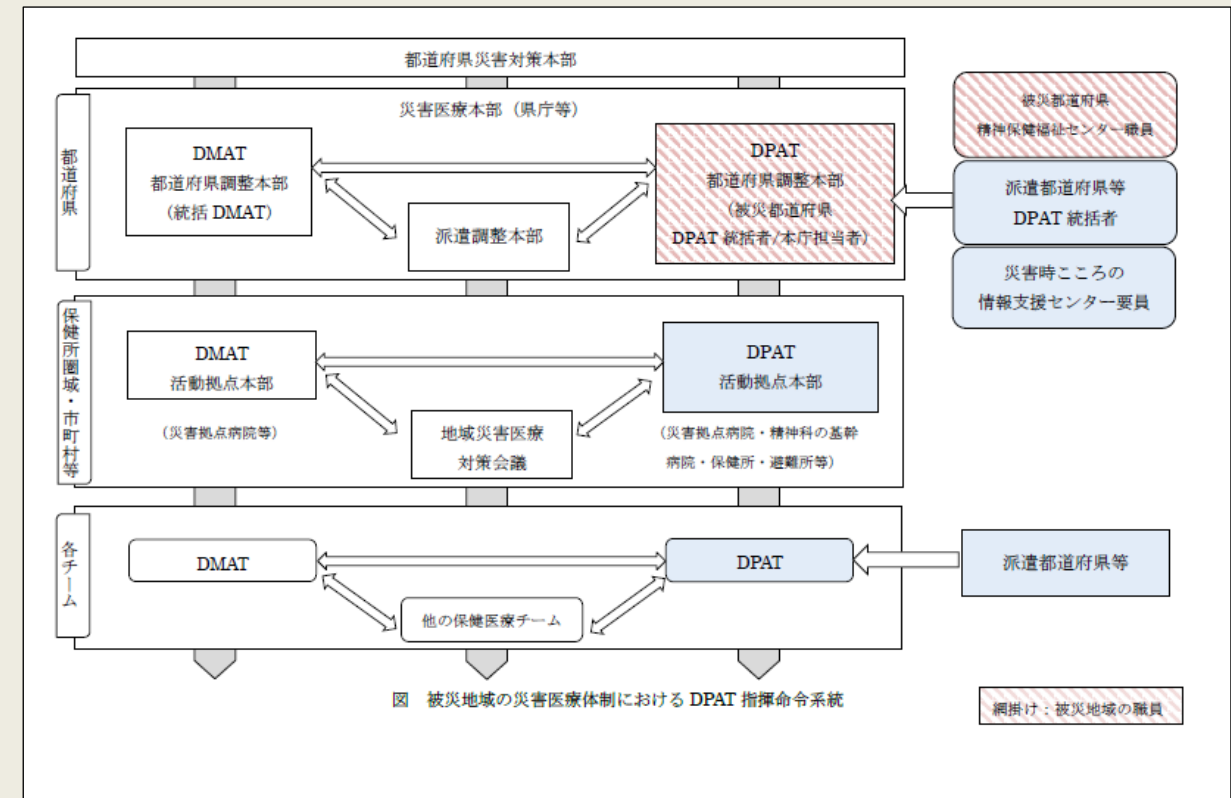


図 被災地域の災害医療体制における DPAT 指揮命令系統

網掛け：被災地域の職員

### 3：その他

- ・ 災害精神保健医療情報支援システム（DMHISS）の使用
- ・ 派遣の流れ（基本的に DMHISS を用いて行う。）
- ・ 活動内容（情報収集・アセスメント、情報発信、既存の精神医療システムの支援、一般住民への対応、支援者の支援、活動記録と処方箋、活動の引継ぎ等）
- ・ 費用と保障

## 3 DPAT 活動マニュアル ver1.1（平成 27 年 1 月）：国立精神・神経医療研究センター

活動要領に準じた内容で構成されており、具体化したもの。